

消防の動き



2021
8
No.604

●「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会報告書」の概要



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会報告書」の概要… 4

令和3年8月号 No.604

巻頭言 「Colors,Future!」調和による最幸のまちをめざして（川崎市消防局長 日迫 善行）

Report

ドローン運用アドバイザー制度について……………	9
令和2年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要……………	10

Topics

令和3年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況……………	15
寄贈救急自動車事業について……………	17

緊急消防援助隊情報

静岡県熱海市で発生した土石流災害へ緊急消防援助隊が出動……………	18
----------------------------------	----

消防通信～望楼

郡山地方広域消防組合消防本部（福島県）／銚子市消防本部（千葉県） 堺市消防局（大阪府）／和歌山市消防局（和歌山）……………	21
--	----

消防大学校だより

救助科における教育訓練 ～自然災害における対応力の向上について～……………	22
危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コースにおける教育訓練……………	23

報道発表

最近の報道発表（令和3年6月21日～令和3年7月21日）……………	24
-----------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和3年6月21日～令和3年7月21日）……………	25
広報テーマ（8月・9月）……………	25

お知らせ

電気器具の安全な取扱い……………	26
危険物施設等における事故防止について……………	27
9月1日は防災の日	
みんなで防災訓練へ！……………	28
第69回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）……………	29



■ 表紙
本号掲載記事より

「Colors,Future!」 調和による最幸のまちを めざして



川崎市消防局長 日迫 善行

川崎市は、神奈川県北東部に位置し、東西約31km、南北約19kmと細長く、面積は約144km²と政令指定都市の中で最も面積が狭い都市ですが、総人口は154万人を超え、全国的に人口が減少に転じる中で、今なお増加を続けています。

東京湾に面する臨海部には石油コンビナートに加え、世界的企業や最先端の研究開発機関などが多く立地するほか、多摩川や多摩丘陵などの自然環境もあり、多彩な都市となっています。

さて、昨年1月から新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、緊急事態宣言の発出、年明けの再度の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出と、感染症を巡る情勢は現在も目まぐるしく変化しています。

本市におきましても、感染症拡大防止に取り組みながら、災害対応や各種業務などを行っているところでありまして、市民の生命と財産を守る消防の役割の重さについて、改めて強く認識しているところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会環境が急激に変化している中、本市としては新しい生活様式を踏まえたデジタル化の取り組みを推進しており、消防局におきましてもオンライン会議やテレワークの利用拡大、電子申請の推進やAIの活用などの取り組みを推進してまいりたいと考えています。

また、災害対応につきましても、地球温暖化の進行に伴い激甚化する風水害や土砂災害、甚大な被害が想定される首都直下地震や南海トラフ地震など大規模災害の発生が危惧されており、防災拠点等の整備、消防団の充実強化、臨海部の災害対応能力を強化する消防艇の大・小2艇体制や消防ヘリコプターの安全運行体制の確立、消防指令体制の強化などに取り組んでいます。

さらに、社会変容に対応するため、女性活躍推進など働き方・仕事の進め方改革やCO₂排出実質ゼロを目指す「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050）」などを推進してまいります。

来る2024年、本市は市政100周年を迎えます。100周年に向けた川崎市のブランドメッセージである「Colors,Future!いろいろって、未来。」のロゴマークは、赤、緑、青の光の3原色を表し、混じりあうことでどのような色も生み出せるという、このまちの可能性と豊かさを表現しています。私たち消防職員も、職員それぞれが持つ個性や能力を大切に、それらが混ざり合うことで、消防という仕事の可能性を広げ、ますます多様化していく社会に対応していく必要があると感じています。

誰もが安全に、安心して暮らせる、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちづくり」を推進してまいります。



「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会報告書」の概要

予防課

1 はじめに

近年の住宅火災による年齢階層別死者（放火自殺者等を除く。）を見ると、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の占める割合が約7割と高水準で推移している状況であり、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は増加していくことが予想される。

このことから、これまで行われてきた住宅防火対策に加え、高齢者の生活実態に対応した防火対策を講じるため、高齢者の生活実態等を踏まえた効果的な防火対策について検討を行い、住宅火災による高齢者の死者数の低減を図ることを目的とし、「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会」を令和2年度に開催した。

本稿では、令和3年6月に取りまとめられた「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会報告書」の概要について紹介する。

2 高齢者の死者が発生した住宅火災の実態

高齢者の死者が発生した住宅火災の実態を把握するため、我が国における高齢者の状況と住宅火災による高齢者の死者数の関係を確認するとともに、死者の発生した住宅火災における出火原因及び死者の発生した経過について死者の年齢階層別に比較検討を行うことにより、高齢者世帯特有の火災リスクの抽出を試みた。

(1) 住宅火災による死者数の推移と高齢者の占める割合

住宅火災による死者数のうち、データの存在する昭和54年以降、最多を記録した平成17年の1,220人から令和元年までの推移を見てみると、死者数は減少傾向にあるが、65歳以上の高齢者の占める割合は上昇傾向にあり、ここ数年では約7割前後を推移している(図1)。

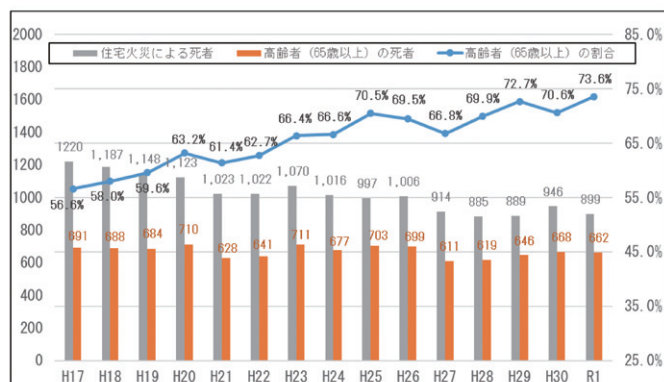


図1 住宅火災による死者数の推移

(2) 人口10万人あたりの死者数

平成30年の各年齢層別の人口10万人あたりの住宅火災による死者数をみると、65歳以上の高齢者では人口10万人あたりの死者数が他の年齢層に比べ多い傾向にあり、特に81歳以上では3.14人と最も多い(図2)。

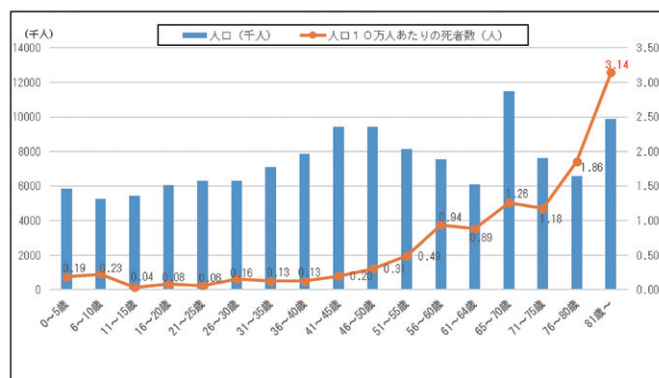


図2 人口10万人あたりの死者数(平成30年)

(3) 住宅火災による高齢者の死者の実態

ア 死者の発生した住宅火災における出火原因について平成26年(2014年)から平成30年(2018年)の5年間の住宅火災による死者について、死者の年齢ごとに区分し、それぞれの性別、出火原因及び死者の発生した経過について比較を行い、住宅火災による高齢者の死者の発生要因等について実態を分析した。

(ア) 各年齢区分の主な出火原因別死者数の割合

各年齢区分の死者数のうち、出火原因別の割合をみると、いずれの年齢区分においても、たばこ、ストーブの割合が多いが、81歳以上の年齢区分では特にストーブの占める割合が多い。また、81歳以上の年齢区分ではこんろ、灯火、配線器具（コンセント等）等の割合も他の年齢層よりも高い傾向が見られる（表1）。

出火原因	年齢区分		
	0～64歳	65～80歳	81歳～
たばこ	34.5	34.7	14.1
ストーブ	13.7	22.4	30.9
こんろ	7.2	9	10.2
電灯電話等の配線	7.4	5.6	7.4
配線器具	5.6	5.1	8.3
灯火（灯明）	2.4	2.8	8.2
こたつ	0.7	1.8	2.5
マッチ・ライター	2.1	2.2	2.9

表1 各年齢層の主な出火原因別死者数の割合

(イ) 死者の発生した住宅火災における出火原因について

アで示した死者の発生した住宅火災のうち、高齢者にその割合が多く見られた「たばこ」、「ストーブ」、「こんろ」、「電気関係」及び「灯火」について、年齢区分及び男女別の死者数を、それぞれ抽出し分析した。

イ 住宅火災による死者の発生した経過別死者数

いずれの年齢層においても、逃げ遅れによる死者数の割合は8割以上を占めているが、高齢になるにつれ、着衣着火による割合が増加する傾向にある（表2）。また、逃げ遅れの理由についてさらに分類すると、81歳以上の年齢層では、火災の発見の遅れによる割合よりも、体力的条件、逃げる機会を失う、逃げ切れ無かったといった理由により、逃げ遅れた割合が多い（表3）。

経過別	0～64歳	65～80歳	81歳～
逃げ遅れによるもの	92.4%	88.4%	86.3%
出火後再進入したもの	3.2%	3.5%	1.6%
着衣着火によるもの	4.3%	8.1%	12.1%

表2 住宅火災による死者の発生した経過別死者数の割合

逃げ遅れの理由	0～64歳	65～80歳	81歳～
発見が遅れた (発見が遅れ、気づいた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの（全く気づかなかった場合を含む）)	43.9%	36.9%	26.5%
判断力・体力の低下等 (判断力に欠け、あるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの)	11.4%	10.6%	16.7%
逃げる暇が無かった (ガス爆発等炎症拡大が早かったためほとんど避難できなかったと思われるもの)	3.2%	2.9%	3.3%
逃げる機会を失った (逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの)	9.8%	13.8%	12.8%
逃げ切れなかった (避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む）)	31.6%	35.8%	40.7%

表3 逃げ遅れの理由別死者数の割合

3 高齢者の生活実態等アンケート調査について

全国の65歳以上の高齢者に対し、アンケート調査を実施し、平素の火気使用、防火対策等の観点から、高齢者の日常生活、生活習慣、居住環境、防火意識等に関する実態を集計した。

(1) 火災リスク等について（表4）

ア 様々な火災のリスクに対しては、全体的に「危険を感じたことがない」が多い。火災の危険を感じた割合は、喫煙、調理用の加熱器具、灯明、暖房器具の順で多く、最も多い喫煙でも23%（本人もしくは同居家族が喫煙者に対する割合）であり、火災に直結するような火の不始末はあまり経験していないといえる。また、暖房器具の使用に際し、「危険を感じたことがある」割合は9%と低い数値であるが、出火原因別死者数の割合では、暖房器具であるストーブは高い数値となっており（表1）、危険に対する認識と実際のリスクとのあいだに乖離がみられる。この傾向は年齢が高いほど顕著である。

イ 年齢別に特徴的な火災リスクをみると、前期高齢者は暖房器具、喫煙、コンセントの清掃、生活用品の多さ、後期高齢者は灯明、身体の衰えによる電化製品の操作ミスや消し忘れの割合が高く、危険性が高いといえる。

ウ 世帯構成別でみると、一人暮らし世帯は、調理用の加熱器具（安全装置のついていないガスこんろを使用している割合が高い）、高齢者以外と同居世帯は、喫煙、電化製品の長期使用、生活用品の多さが主なリスクといえる。高齢者のみ世帯は、顕著なリスク項目はみられなかった。



		全体	年齢別	世帯構成別
調理用の加熱器具	使用状況	・毎日使用者が9割超 ・燃料はガスが約7割、電気が約3割 ・平均使用年数は8.8年 ・ガスこころ使用者のうち安全装置がついている割合は8割超	・76～80歳は調理用加熱器具の平均使用年数が全体より0.5年長く、10年以上使用率も3.5ポイント程度高い	・一人暮らし世帯は、ガスこころの使用率が5ポイント以上高く、かつ安全装置がついていない割合が全体より5ポイント以上高い ・高齢者以外と同居世帯は、電気の使用率が全体より5ポイント以上高い ・高齢者のみ世帯は、安全装置のついたガスこころの使用率が全体より5ポイント以上高い
	危険を感じたこと	・「危険を感じたことがある」割合は約16% ・「火元から離れて油等を加熱しすぎた」が10.9%と最多	・年齢が上がるにつれ「危険を感じたことはない」割合が上昇する	・高齢者以外と同居世帯は「危険を感じたことがある」割合が全体より5ポイント以上高い
暖房器具	使用状況	・毎日使用者が75.2% ・燃料は石油が47.4%、電気が37.1% ・最も使用している暖房器具の平均使用年数は8.9年	・65歳～70歳は石油の割合が全体より3.4ポイント程度高い	・高齢者以外と同居世帯は石油の使用率が全体より10ポイント以上高い ・一人暮らし世帯は、石油の割合が全体より約15ポイント少なく、半数以上が電気燃料の暖房器具を使用
	危険を感じたこと	・「危険を感じたことがある」割合は約9% ・「消し忘れて外出した」が6.8%で最多	・65歳～70歳は「消し忘れて外出した」割合が約5ポイント高い	・世帯構成別では大きな差異はみられなかった
喫煙	使用状況	・本人もしくは同居家族が喫煙者の割合は全体の1割程度 ・喫煙場所はその他を除く「居間」が最多	・年齢が上がるごとに喫煙率（本人もしくは同居家族）は減少	・高齢者以外と同居世帯が最も喫煙率（本人もしくは同居家族）が高い
	危険を感じたこと	・「危険を感じたことがある」割合は約23% ・「消したつもりが完全に消火していなかった」と「絨毯等に火種が落下した」がそれぞれ10%程度	※サンプル数僅少のため記載なし	※サンプル数僅少のため記載なし
灯明	使用状況	・灯明を定期的（毎日～週1日）に使用している方は全体の約半数	・年齢が高ほど、灯明の平均使用日数、定期的な使用率ともに高くなる傾向	・高齢者のみ世帯は灯明を使っていない割合が全体より5ポイント以上高く、毎日使用者も5ポイント以上少ない
	危険を感じたこと	・「危険を感じたことがある」割合は約10% ・具体的な危険については、「ろうそくや線香が倒れた」が最も多く約10%	・71歳～75歳は「危険を感じたことがない」が93.5%と全体より5ポイント以上高い	・高齢者以外と同居世帯は具体的な危険として、「ろうそくや線香が倒れた」が全体より5ポイント高い
コンセント	・「清掃していない」が全体の約半数 ・コンセントの危険な使用状況としては、「たこ足配線となっている箇所がある」が全体の半数と最も多い	・65～75歳は「使用しないときはコンセントから抜いている」割合が低い、76歳以上は高い	・一人暮らし世帯は清掃をしている割合が全体と比べて5ポイント近く高い	
電化製品	・電化製品を故障するまで使用している割合は全体の約80%	・「細かい操作が難しくなった」「操作方法を忘れる事がある」「電源の消し忘れが多くなった」は年齢が上がるにつれ増加していき、特に76～80歳で大きく増加する	・高齢者以外と同居世帯は、電化製品を故障するまで使用している割合が全体より5ポイント以上高い	
居住の環境	・「生活用品が多い」が全体の61.3%と多い	・「生活用品が多い」は年齢が上がるにつれ、あてはまる方が減少していく	・高齢者以外と同居世帯は「生活用品が多い」「洗濯物や衣類が収納されていない」ともに全体より7ポイント以上高い	

表4 火災リスク等に関する取りまとめ

(2) 火災予防対策・防火意識について (表5)

- ア 消火器具については5割強が設置しており、住宅用火災警報器については約7割が設置している。前期高齢者については、消火器・警報器・報知設備の設置率が全体と比較して低い。
- イ 火災発生時避難を行う自信については6割以上があると回答。自信がある/ないともに、理由とし

ては自身の健康状態によるものが多い。年齢が上がり健康への自信がなくなるにつれ、自信がある割合は減少していく。

ウ 住宅防火診断については、受けた事がある割合は13.3%に留まったが、アドバイスを受けたい意向は低くないことから、受けた事がない理由は認知度の低さによるものであることが考えられる。

		全体	年齢別	世帯構成別
防災品	・「防災品を使用しておらず、今後も購入の予定は無い」が全体の約1/3	・76歳～80歳が防災品現使用・今後使用意向ともに最も高い	・世帯別では大きな差異は見られなかった	
住まいの状況	・住居の形態は「戸建て」が全体の77.7% ・築年数は「31年以上」が最も多く全体の約6割 ・生活場所の状況として「居間と寝室が別」が85%	・年齢が上がるにつれ、「居間と寝室が一緒」の割合が高くなる傾向がある	・一人暮らし世帯では「戸建て」は全体より20ポイント程度少なく「マンション/アパート」居住者が4割超 ・高齢者のみ世帯では「居間と寝室が別」が全体より7ポイント程度高い	
火災発生時避難を行う自信	・自信がある計が61.1%と自信がある方が多い。 ・自信がある理由としては「二方向以上の避難経路があるため」と「健康に自信があるため」がともに約半数 ・自信がない理由としては「健康に自信がないため」が46.3%で最多	・年齢が上がるにつれ、自信がある計は減少していく ・自信がある理由として、71歳～75歳では「健康に自信があるため」が63.2%と全体より10ポイント以上高い ・自信がない理由として、81歳以上は「健康に自信がないため」が63.4%と全体より10ポイント以上高い	・高齢者以外と同居世帯が最も自信がある計が少なく、全体より7ポイント程度少ない ・自信がある理由として、高齢者以外と同居世帯では「常に家族等の助けがあるため」が全体より25ポイント以上高い ・自信がない理由として、高齢者のみ世帯では「火災発生時の対応を決めていないため」が40.4%と全体より10ポイント以上高い	
消火器具	・（例示したような）消火器等を設置している方は5割強 ・消火器具の使用方法について、わからない方は8.8%と少ない ・自宅でも古い消火器具の平均経過年数は8.0年	・65歳～75歳は消火器具を設置していない割合が半数以上にのぼる	・高齢者のみ世帯は、半数が住宅用消火器具を設置している	
警報器・報知設備	・約7割は住宅用火災警報器を設置しており、設置場所は台所が72.2%で最も多い ・住宅用火災警報器設置からの年数は、全体では平均9.0年	・65歳～70歳は住宅用火災警報器も自動火災報知設備のどちらも設置していない方が28.7%と全体より5ポイント以上高い	・一人暮らし世帯は住宅用火災警報器を設置している割合が61.7%と全体より5ポイント以上少ない ・一人暮らし世帯は火災警報器設置からの平均年数が8.5年と平均より0.5年短く、高齢者以外と同居世帯は9.4年と0.4年長い	
防火意識	・災害時に協力できるような日常的な近所づきあいについて、「近所づきあいがある」が66.1% ・住宅火災から身を守る上での不安については、不安がある計が54.7% ・住宅火災から身を守る上での不安な事項は、「火災発生時の初期消火方法について」が49.9%で最も多い	・76歳以上は近所づきあいがある割合が高い ・年齢が上がるにつれ、不安がある計は増加していく	・高齢者のみ世帯は、近所づきあいがある割合が全体より4ポイント程度高い	
防火対策	・住宅防火診断を受けた事がある方は13.3% ・住宅防火診断を受けた事がない理由は、「実施しているの知らなかった」が73.2%と大半を占める ・防災のアドバイスを受けた相手は消防職員・団員が73.3%で最多	・年齢が上がるにつれ、住宅防火診断を受けた事がある割合は増加する ・防災のアドバイスを受けた相手は、65歳～70歳では家族・親族が6.8%と全体より10ポイント以上低い、反対に81歳以上では23.1%と全体より5ポイント以上高い	・防災のアドバイスを受けた相手は、高齢者のみ世帯では消防職員・団員が全体より5ポイント以上高いが、高齢者以外と同居世帯は家族・親族が全体より5ポイント以上高い	

表5 火災予防対策・防火意識に関する取りまとめ

4 高齢者の生活実態等を踏まえた住宅防火対策について

今後の高齢者の住宅火災による死者数の低減を図るため、住宅火災の発生における様々な段階において必要とされる対策を「住宅火災による死者を防ぐための考え方」(図3)として、整理を行い、それぞれの段階における高齢者の死者数を低減させるための具体的な対策をまとめた。

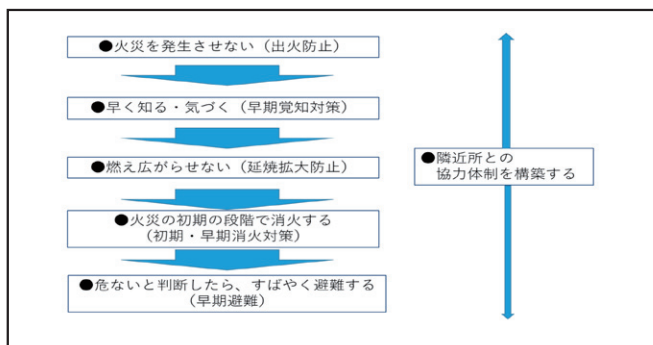


図3 住宅火災による死者を防ぐための考え方

(1) 出火防止対策の具体的な例

ア たばこ

- ・ 確実な消火や、寝たばこをしない、させない事への周知・習慣付け
- ・ 紙巻きたばこと比較し、火災発生の危険性の低い加熱式たばこ(安全性が確認されたものに限る)への切替え

イ ストープ

- ・ 周囲に可燃物を置かない、就寝時に使用しないなどの適切な取扱方法の遵守
- ・ 消し忘れ、操作の誤りなどを防ぐための安全装置付きの製品の使用を促進
- ・ 電気ストーブ、石油ストーブそれぞれの危険性についての周知

ウ こんろ

- ・ 消し忘れや周囲に可燃物を置かないといった適切な使用方法の周知・習慣付け
- ・ 過熱防止装置など安全装置付きの製品の使用(交換)や防災品(エプロン等)の使用促進

エ 電気関係

- ・ コンセント周囲の定期的な清掃や、テーブルタップ等のたこ足配線の防止
- ・ トラッキング防止機能やブレーカー機能の付いたコンセント等への交換

オ 灯火

- ・ 日常的に使用するろうそく等の危険性の周知とともに確実な消火を徹底
- ・ 着衣着火や延焼防止のための防災品の使用を推奨
- ・ 安全性の高い、LEDろうそくなどの普及促進

(2) 早期覚知対策の具体的な例

- ・ 普段から高齢者宅に出入りする、ケアマネージャー等と連携した広報活動
- ・ 交換の際の付加的機能を併せ持つ機器(連動型住警器・屋外警報装置等)の推奨
- ・ 住警器の交換の際の取付支援
- ・ 町会・自治会等の地域のネットワークを活用した共同購入等の推進

(3) 延焼拡大防止対策の具体的な例

- ・ カーテン、座布団、エプロン、寝具等について、防災品の使用を推奨
- ・ 暖房器具や調理器具の周りの整理整頓及び居室内の物の散乱防止
- ・ 暖房器具や調理器具について、安全装置の付いた製品の使用を推奨

(4) 初期消火対策の具体的な例

- ・ 定期的な防火防災訓練等への参加促進
- ・ 住宅用消火器やエアゾール簡易消火具などの設置促進
- ・ 自動消火装置や住宅用スプリンクラーの有効性について工業会等と連携した周知促進

(5) 早期避難対策の具体的な例

- ・ 住宅の間取りや出火危険場所、居住者の健康状態等、居住実態等に応じ、避難が適切に行えるかといった、消防機関などによる適切なアドバイスの実施
- ・ ICT機器等を活用し、疑似体験等の行える訓練の実施

(6) 隣近所との協力体制の構築に関する具体的な例

- ・ 地域の実情や特性に応じた防火防災訓練等の推進及び住民の参加促進
- ・ チェックポイントをまとめたリーフレットやICT技術等を活用するなど、高齢者自らや家族等が火災危険要因を容易に把握できる手段や仕組みの構築

5 高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策の今後の進め方

今後の住宅防火対策の推進に向けて、各種取組の更なる充実強化を図るため、次のように提言を行った。

(1) 高齢者の生活における火災危険性の低減等のための方策

高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策を踏まえ、高齢者の日常生活における火災危険性の低減のためには、各種住宅防火対策に対応するために、次の三点の方策を推進することが適切なものと考えられる。

ア 火災危険性を誰もが同じレベルで把握できる仕組み等の構築

【出火防止・延焼拡大防止・早期避難・地域の助け合いの各対策に対応】

高齢者本人やその家族等が、消防機関による住宅防火診断等だけでなく、日常生活における火災危険性を容易に把握できるような仕組みの構築を推進する。具体的には、住宅に潜む火災危険性のチェックリストを示すことや、スマートフォンなどで手軽に確認できるアプリケーション等を開発することなどが効果的である。

イ 火災危険性を低減するための習慣化を目的とした広報の実施

【全ての火災予防対策に対応】

住民の火災予防に対する意識付けや、火災危険性を低減するための習慣を身につけることを目的に、高齢者やその家族に対して訴求力を高めていく広報を推進する。具体的には、多くの高齢者が訪れる行事等への参加や、高齢者と接する機会が多い団体等との連携など、適切な広報手段について検討することが必要である。

ウ 火災安全性の向上のため、住宅用防災機器等に加え、安全装置付きの機器などの普及促進

【出火防止・早期覚知・延焼拡大防止・初期消火の各対策に対応】

安全装置等の設置されていない火気機器等の使用も火災リスクを高める要因と考えられることから、安全装置付きの機器等への買換えについて、付加的機能を併せ持つ住宅用防災機器等の設置及び交換と併せて推奨する。これらの機器等の設置促進に際しては、設置による効果とコストについて丁寧な説明を行うことが求められるため、各機器等の業界団体と連携を図ることが重要である。

(2) 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」の改正

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」については、今般、実施した高齢者の生活実態等の調査結果を踏まえた内容へと改正する時機であると考えられる。

なお、本検討部会において検討した結果、具体的には、出火件数の多い電気火災対策や安全装置の設置された機器への交換、高齢者への早期避難の呼びかけ等の追加を行った、(図4)の改正案が採用された。

「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」	
4つの習慣	<ol style="list-style-type: none"> 1. 寝たばこは絶対にしない、させない。 2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。 3. こんろを使うときは火のそばを離れない。 4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
6つの対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災の発生を防ぐために、ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。 4. 火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく。 5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。 6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

図4 「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」

6 まとめ

近年の火災の実態分析や高齢者の生活実態アンケート調査を通じ、高齢者にとっては、これまでの取組に加え、安全性の高い機器の使用を促進し、出火危険を低減させる事が必要であり、その周知についても、高齢者が参加しやすい行事への参加や高齢者と接する機会の多い事業者など、さまざまな関係団体等との連携強化が重要である。

また、早期覚知、初期消火及び早期避難対策についても、検討結果を周知するとともに、住宅における火災危険の排除を高齢者や高齢者家族が自ら行えるような、新たな仕組みの構築を今後実施する必要がある。

【検討部会報告書などの関連資料について】

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-66.html)



問い合わせ先

消防庁予防課 佐藤・藤本
TEL: 03-5253-7523

ドローン運用 アドバイザー制度に ついて

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、消防防災分野におけるドローンの安全運用かつ効果的な運用のため、災害時のドローン運用に関するスペシャリストの育成や、ドローン未導入本部等への普及啓発活動を行っています。

今年度は「ドローン運用アドバイザー派遣等要綱」を定め、依頼に基づきドローン運用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣等を行う制度を設けたところです。

本稿では、制度の概要とアドバイザーによる普及啓発活動の様子をご紹介します。

2 アドバイザー派遣等制度の創設

(1) 趣旨

消防防災分野におけるドローンの有効活用を積極的に支援するため、「ドローン運用アドバイザー派遣等要綱」を定め、ドローン未導入本部や消防学校に対し、円滑にアドバイザーの派遣等を行う制度を設けることで、ドローン利活用に関する高い知識と技術の継承及び一層の普及啓発を推進することを目的とするものです。

(2) ドローン運用アドバイザー派遣等要綱

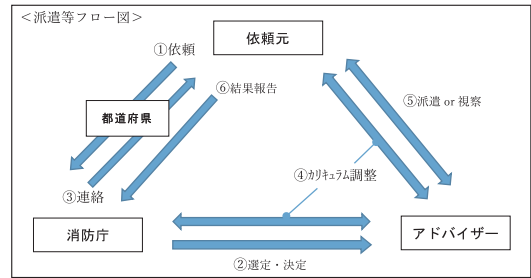
(令和3年4月14日施行)

【活用対象団体】

都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等

【アドバイザーの任務】

消防防災分野におけるドローンの有効活用を推進するための具体的な方策に関する助言、情報提供を行う。



3 アドバイザーによる普及啓発

(1) 概要

アドバイザー派遣等制度を活用して実施される講義や教養、訓練の詳細な内容については、依頼元のニーズに沿ってオーダーメイドでカリキュラムを構成し対応しています。その内容について一例を紹介します。

	内容
座学	<ul style="list-style-type: none"> ドローンを取り巻く環境 機体の構成、操作方法、諸元性能 ドローン関連法令 運用体制として整備すべきもの（目的、対象、条件、教育） 維持管理経費 災害活用事例の紹介 活用上の課題 etc
実技	<ul style="list-style-type: none"> 実機の展示、飛行能力、安全性能の説明 取扱上の注意事項（安全管理） アドバイザーによるデモ飛行 基本操作体験 etc

(2) 研修風景

令和3年5月、石川県消防学校において、アドバイザー派遣等制度を活用した初めての講習が実施されました。受講者は石川県内の消防職団員で、消防庁から消防学校へ無償貸付されたドローンを活用し、災害現場等で消防機関がドローンを有効に活用するうえで、最低限知っておくべき知識や技術、具体的な活用事例や運用上の課題についての講義が行われました。

①座学風景



②実技訓練風景



4 おわりに

当課では、引き続きドローン関連法令の改正や機材にかかる技術革新等を注視しつつ、最新かつ有益な情報を各消防本部へ提供していくとともに、アドバイザー派遣等制度が全国の消防防災機関の人材育成に活用されることによって、消防防災力向上の一助になるよう努めてまいります。

問合わせ先

消防庁 消防・救急課
TEL: 03-5253-7532

令和2年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

消防庁特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートでは、災害発生要因となる危険物や高圧ガス等の危険な物質が大量に取り扱われているために、一旦災害が発生した場合には極めて大規模に拡大する危険性が大きく、これら災害の発生防止及び被害の拡大防止を図るため総合的かつ一体的な対策が必要とされます。

そのため、石油コンビナート等災害防止法では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定し、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害防止に関する法律と相補うことにより、特別防災区域における災害の発生及び拡大防止の総合的な施策の推進を図っています。

2 石油コンビナート等特別防災区域の現況について

令和2年9月、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令が一部改正され、石油コンビナート等特別防災区域は80地区（33都道府県）となりました。

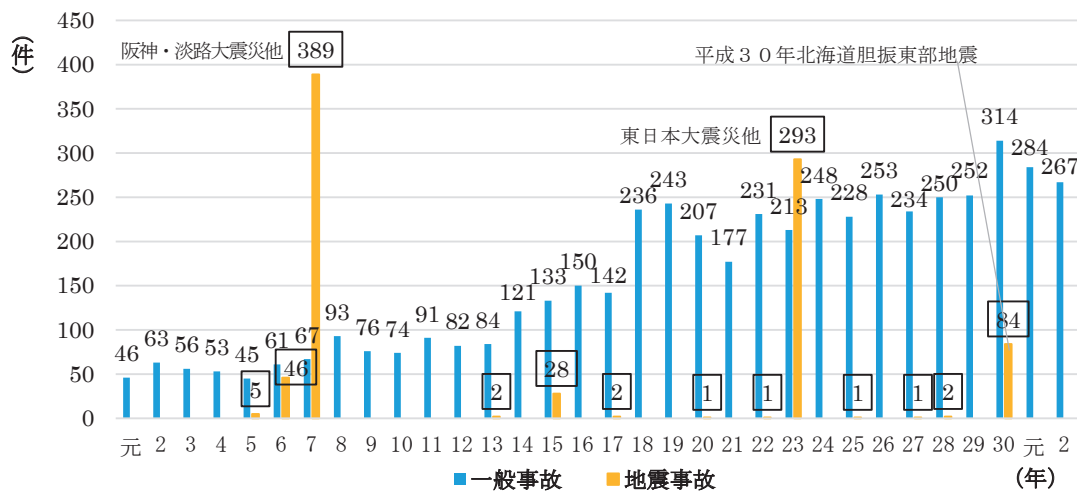
特定事業所は659（令和2年4月現在）あり、その内訳は第1種事業所が333（うち、レイアウト事業所154）、第2種事業所が326となっています。

3 令和2年における事故発生状況について

令和2年中（令和2年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における総事故件数は267件で、地震による事故は昨年を引き続き発生せず、全て地震によらない一般事故でした（前年比17件減）。一般事故の総件数は、平成元年以降最多となった一昨年より2年連続で減少したものの、平成元年以降3番目に多い発生件数と依然として高い数値となっています。また、一般事故による死者は1人（前年比1人増）、負傷者は25人（前年比24人減）でした。

年	特定事業所	事故件数		死傷者数	
		一般事故	地震による事故	死者数	負傷者数
令和2年	659	267	0	1	25
令和元年	667	284	0	0	49

【表1. 令和2年 事故発生状況】



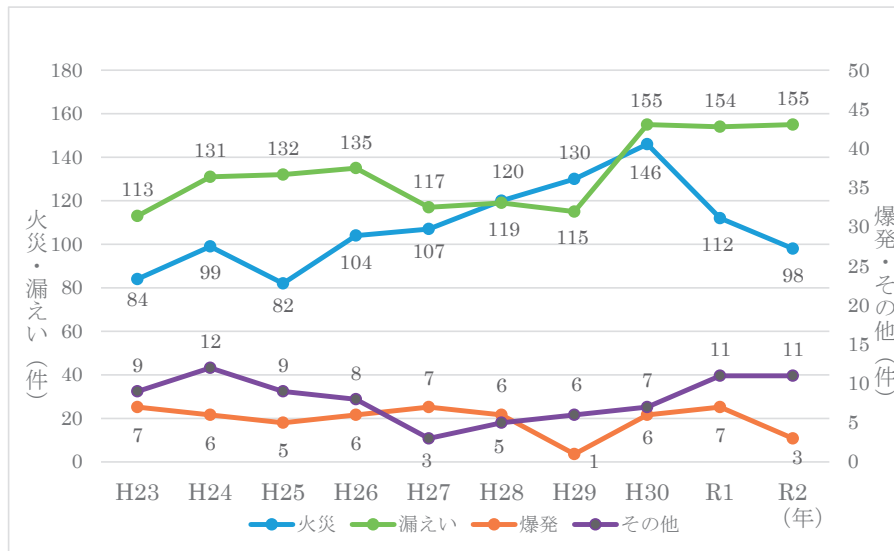
【図1. 平成元年以降の事故発生状況】

(1) 事故種別ごとの一般事故発生状況

一般事故を種別ごとにみると、火災98件（前年比14件減）、漏えい155件（前年比1件増）、爆発3件（前年比

4件減）、その他11件（前年同数）となっています。

火災事故は減少していますが、漏えい事故は継続して高い水準にあります。



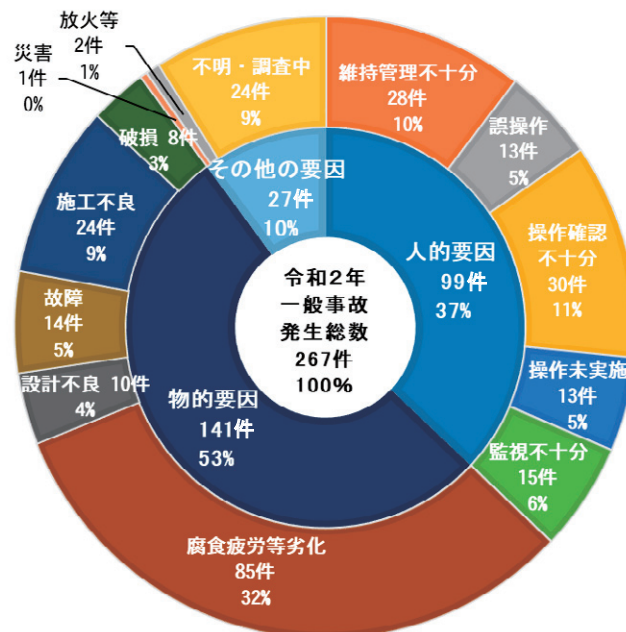
【図2. 過去10年 事故種別ごとの一般事故発生状況】

(2) 発生要因ごとの一般事故発生状況

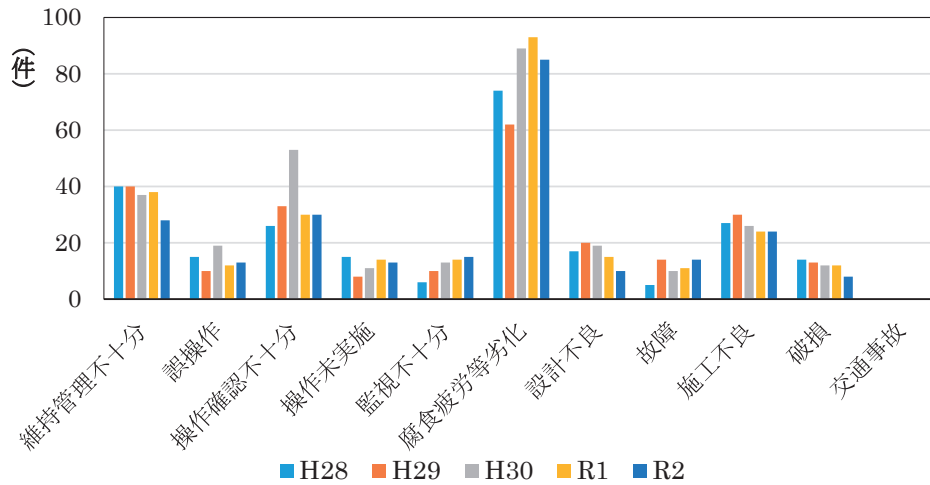
一般事故を発生要因別にみると、人的要因によるものが99件（37%）、物的要因によるものが141件（53%）となっており、その内訳で主なものは、「腐食疲労等劣化」

85件、「操作確認不十分」30件、「維持管理不十分」28件となっています。

また、「腐食疲労等劣化」が全体の3割を超え、他の要因と比べて圧倒的に高い割合が継続しています。



【図3. 令和2年 発生要因別の一般事故発生状況】



【図4. 過去5年 発生要因別の一般事故発生状況の推移】

(3) 業態別の一般事故発生状況について

特定事業所の業態別の一般事故発生状況は、表3のとおりです。

業態別の一般事故発生件数の比較では、「石油製品・石炭製品製造業関係」、「化学工業関係」、「鉄鋼業関係」の順に事故が多く、一事業所あたりの事故発生件数につ

いては、「石油製品・石炭製品製造業関係」、「鉄鋼業関係」が高い数値となっています。

また、危険物、毒劇物、高圧ガスを扱うことが多い「化学工業関係」、「石油製品・石炭製品製造業関係」では漏えいが、製鉄における熱源の利用が多い「鉄鋼業関係」では火災が、それぞれ多く発生していることが特徴的です。

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 え い	そ の 他	小 計	事 故 の 総 件 数 対 する 割 合 (%)	業 態 別 事 業 所 数	一 事 業 所 あ た り の 事 故 発 生 件 数
食料品製造業関係							13	0.00
パルプ・紙・紙加工製造業関係			1		1	0.4	3	0.33
化学工業関係	42	1	46	8	97	36.3	223	0.43
石油製品・石炭製品製造業関係	17		78	3	98	36.7	46	2.13
窯業・土石製品製造業関係	4		4		8	3.0	10	0.80
鉄鋼業関係	29	1	5		35	13.1	30	1.17
非鉄金属製造業関係					0	0.0	6	0.00
機械器具製造業関係	1		2		3	1.1	8	0.38
電気業関係	2	1	5		8	3.0	57	0.14
ガス業関係	2		5		7	2.6	29	0.24
倉庫業関係			6		6	2.2	219	0.03
廃棄物処理業関係	1				1	0.4	7	0.14
その他			3		3	1.1	8	0.38
合 計	98	3	155	11	267	100.0	659	0.41

【表3. 令和2年中 業態別一般事故発生状況】

(4) 施設区分別の一般事故発生状況

一般事故を施設区分別でみると、「危険物施設」及び「その他の施設」※において多くの事故が発生しており、「危

険物施設」では漏えいが、「その他の施設」では火災が多く発生しています。

事故	施設		高圧ガス施設	その他の施設	合計
	危険物製造所等				
	危険物施設	高圧混在施設			
火災	29	7	3	59	98
爆発	1			2	3
漏えい	87	23	9	36	155
その他	8		1	2	11
合計	125	30	13	99	267

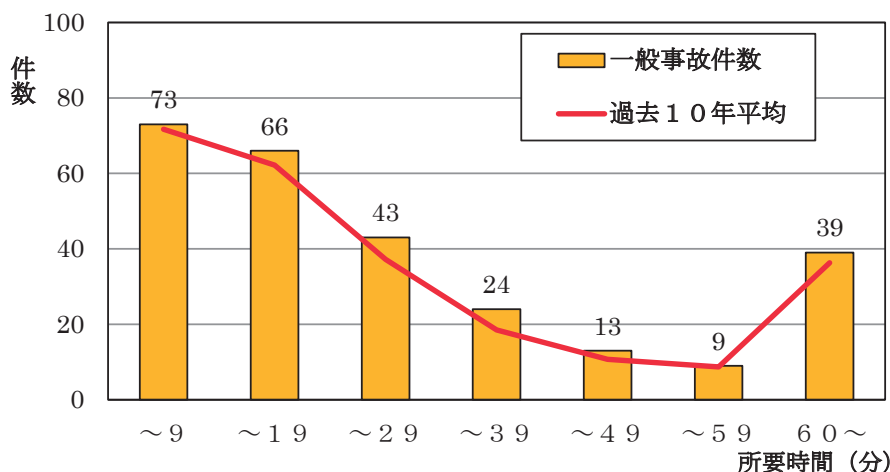
注) その他の施設には、作業場、車両、空地、毒物施設等がある。

【表4. 令和2年中 施設区分別一般事故の状況】

(5) 一般事故における通報状況について

一般事故における事故発生時の通報状況は図7のとおりです。

事故発生時の通報は、比較的早期に実施できている一方で、60分以上経過している事案も多くなっています。



【図7. 令和2年中 一般事故における発見から通報までの状況】

(6) 令和2年中に発生した主な事故事例

〈事故事例1〉

事故概要：レーヨン製造工場（建築面積11,006平方メートル、延べ面積16,709平方メートル）の2階硫化機室（製造所）において、施設解体に伴う配管切断作業中、硫化機（レーヨンを製造する過程で使用する機器）1基が爆発し、収容物が一部焼損、り災建物東面の窓ガラス、硫化機等が破損したものの。

発生日時：令和2年10月1日 11:28

発見日時：令和2年10月1日 11:28

覚知日時：令和2年10月1日 11:31

処理完了：令和2年10月1日 11:44

事故種別：爆発

主原因：誤操作（人的要因）

業態：化学工業関係

施設区分：-

死傷者：2名（死者1名、軽傷1名）

損害額：53万

事故発生状況：従業員が、レーヨン製造工場の2階硫化機室（製造所）南寄りに設置している1号硫化機のステンレス製の二硫化炭素配管を、電気式セーバーソーを使用して切断する際、摩擦により熱せられたステンレス製の二硫化炭素配管が、二硫化炭素の発火点である90度以上に上昇し、1号硫化機内部に残留していた二硫化炭素ガスが発火し爆発したものの。

〈事故事例2〉

事故概要：ケミカルタンカーから構内の屋外タンクへ48%水酸化ナトリウム水溶液を荷揚げ作業中、液送配管の途中から漏洩し、その一部が排水路を伝い場外へ流出した。

漏洩量は77.3キロリットル（48%水酸化ナトリウム水溶液）

発生日時：令和2年4月29日 16:00

発見日時：令和2年4月29日 16:10

覚知日時：令和2年4月29日 16:20

処理完了：令和2年4月29日 19:00

事故種別：流出

主原因：腐食疲労等劣化（物的・その他の要因）

業態：石油製品・石炭製品製造業関係

施設区分：貯蔵施設地区

死傷者：なし

損害額：440万

事故発生状況：保温材に雨が浸入し、雨水により外面腐食が進行、その後開孔に至った部分からの漏えい。配管に内面ゴムライニングが施工されていたことより配管の微細な開孔ではゴムライニングの耐性能により漏えいに至らなかったが、大きな開孔ができ、ゴムライニングが破損し漏えいしたため、大量漏えいに至った。

公海流出量は12リットルで流出範囲は敷地境界線より100メートル以上。

〈事故事例3〉

事故概要：定期修理中で開放中の第3常圧蒸留装置の蒸留塔において火災が発生したものの。

発生日時：令和2年5月26日 20:34

発見日時：令和2年5月26日 21:20

覚知日時：令和2年5月26日 21:25

処理完了：令和2年5月27日 05:35

事故種別：火災

主原因：維持管理不十分（人的要因）

業態：石油製品・石炭製品製造業関係

施設区分：製造施設地区

死傷者：なし

損害額：3,400万

事故発生状況：主蒸留塔のHGOパッキング更新工事において、塔内に堆積したスケール（硫化鉄や重質な炭化水素）が空気に触れたことにより、空気中の酸素との酸化

反応が進行し、自然発火したものの。

また、同じく堆積したカーボンなどに類焼し、主蒸留塔は中段付近から東側へ倒壊したものの。

4 まとめ

先述のとおり、一般事故の総件数は、平成元年以降最多となった一昨年より2年連続で減少したものの、平成元年以降3番目に多い発生件数と依然として高い数値となっています。その要因については、本年以降も継続した調査・分析が必要であると考えますが、維持管理不十分、操作確認不十分（人的要因）及び腐食疲労等劣化（物的要因）が多くを占める傾向が続いており、今後も同様の傾向を示すことが予想されます。

これら発生要因への対策のうち、ヒューマンエラー対策としては、事故情報の共有、技術的背景（know-why）を把握するための教育、協力会社を含めた安全管理教育等による保安教育体制の充実が望まれます。また、腐食疲労等劣化対策としては、保安・保守業務にビッグデータ、AI及びドローン等の先進技術を導入し、より高度な保安管理体制を構築すること等が考えられます。

また、事故発生時の課題としては、発見から通報までに30分以上を要している事案が例年3割程度あることです。迅速な通報は、災害の拡大防止を図るうえで最も重要な応急措置であることから、特定事業所には出火、漏えいその他異常な現象が発生したときには、直ちに消防署等に通報することが義務づけられています。したがって、特定事業所においては、通報する者と応急対応する者で明確に役割分担しておくなど、迅速な通報が行える体制を構築しておくことが大切です。

消防庁では、石油コンビナートにおける事故件数の増加に歯止めをかけるとともに、重大事故の発生を防止するため、引き続き消防機関、関係省庁並びに関係業界団体等と連携を図り、石油コンビナートの防災体制の充実に努めて参ります。

【令和2年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要】

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/eef98e94276e8ff5fc3e7b75bf39589052bd8ddc.pdf>

問い合わせ先

消防庁特殊災害室

TEL: 03-5253-7528

令和3年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を同年4月23日及び7月2日付けで行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の令和3年度の当初予算額は、消防防災施設整備費補助金については13億7,237万6千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については49億8,594万円となっています。

また、令和2年度補正予算（第1号）の予算残額について、5億1,150万4千円を消防庁において令和3年度へ繰越しております。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

令和3年度における交付決定の総額は65億3,577万6千円であり、その内訳は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 消防防災施設整備費補助金 | 13億7,207万4千円 |
| ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金 | 51億6,370万2千円 |
| うち令和3年当初予算 | 46億7,727万5千円 |
| 令和2年補正予算（繰越） | 4億8,642万7千円 |

(2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽 247件、高機能消防指令センター7件、救助活動拠点施設4件、備蓄倉庫2件、防火水槽(林野分) 2件、活動火山対策避難施設2件について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金（令和3年度当初予算及び令和2年度補正予算）にあつては、消防用資機材177件、災害対応特殊救急自動車130台、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付含む）122台、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車18台、救

助工作車14台、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（屈折含む）10台、支援車6台、その他の消防用自動車5台、海水利用型消防水利システム1台及び消防艇1隻を整備する事業等について交付決定を行いました。

2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、別表のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHP (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

3 その他

消防防災施設整備費補助金については、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、予算額に対して9割強の事業に対して交付決定を行ったところです。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金についても、当初予算では予算額を上回る要望が寄せられたところであり、補正予算の趣旨に適合した事業（災害対応特殊救急自動車等）の一部については令和2年度補正予算の残額を活用し交付決定を行ったところです。

地方公共団体におかれましては、直ちに契約事務に着手するとともに、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きをとるようお願いいたします。

問合わせ先

消防庁 消防・救急課 財政係
TEL: 03-5253-7522

別表

令和3年度当初予算等に係る消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金

(単位：千円)

都道府県名	消防防災施設整備費補助金 当初（2次交付含む）	緊急消防援助隊設備整備費補助金		合計
		当初（2次交付含む）	R2補正予算	
1 北海道	32,100	147,009	4,460	183,569
2 青森	—	12,168	—	12,168
3 岩手	30,173	49,563	12,881	92,617
4 宮城	16,458	58,904	—	75,362
5 秋田	24,687	129,633	—	154,320
6 山形	114,943	33,743	—	148,686
7 福島	10,972	70,550	—	81,522
8 茨城	16,458	219,528	14,420	250,406
9 栃木	131,974	91,988	28,018	251,980
10 群馬	16,458	98,912	12,502	127,872
11 埼玉	118,918	300,193	45,006	464,117
12 千葉	42,329	237,201	59,112	338,642
13 東京	6,888	379,578	86,058	472,524
14 神奈川	35,891	396,411	53,359	485,661
15 新潟	26,170	65,071	—	91,241
16 富山	6,000	21,151	—	27,151
17 石川	35,659	38,362	12,687	86,708
18 福井	13,388	9,520	—	22,908
19 山梨	58,488	51,244	—	109,732
20 長野	29,937	79,824	13,986	123,747
21 岐阜	33,443	130,680	3,935	168,058
22 静岡	17,860	201,116	12,209	231,185
23 愛知	132,856	465,610	33,323	631,789
24 三重	—	53,279	—	53,279
25 滋賀	13,715	109,855	—	123,570
26 京都	2,743	107,092	—	109,835
27 大阪	4,155	241,485	67,020	312,660
28 兵庫	2,743	113,942	12,849	129,534
29 奈良	5,486	22,013	—	27,499
30 和歌山	5,486	13,873	—	19,359
31 鳥取	—	28,727	—	28,727
32 島根	5,486	10,349	—	15,835
33 岡山	94,372	98,385	14,602	207,359
34 広島	24,687	141,166	—	165,853
35 山口	20,972	28,074	—	49,046
36 徳島	19,282	20,720	—	40,002
37 香川	—	—	—	—
38 愛媛	5,486	27,536	—	33,022
39 高知	24,424	38,380	—	62,804
40 福岡	5,486	39,202	—	44,688
41 佐賀	5,486	—	—	5,486
42 長崎	53,937	98,354	—	152,291
43 熊本	21,944	66,517	—	88,461
44 大分	35,659	37,121	—	72,780
45 宮崎	16,458	6,740	—	23,198
46 鹿児島	52,017	54,396	—	106,413
47 沖縄	—	32,110	—	32,110
合計	1,372,074	4,677,275	486,427	6,535,776

寄贈救急自動車事業について

救急企画室

1. はじめに

「令和2年中の救急出動件数等（速報値）」によると、救急自動車による救急出動件数は593万3,390件(前年比70万6,377件減、10.6%減)、搬送人員は529万4,045人(前年比68万3,963人減、11.4%減)で、ともに平成20年以來12年ぶりに、対前年比で減少しました。(図1参照)

一方で、消防庁から複数の消防本部へ聞き取りを行ったところ、現場到着所要時間や病院収容所要時間については、救急現場における新型コロナウイルス感染症への対応などを背景に、対前年比で延伸したとの報告が寄せられています。

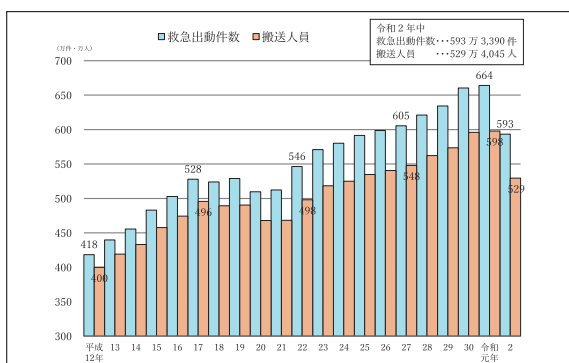


図1：救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移
（「令和2年中の救急出動件数等（速報値）」より）

救急業務の高度化に伴い、消防本部では救急車両の増強・更新に際して高規格救急自動車の導入が積極的に図られています。財政状況等の実状により配備率は100%に至っていません。(図2参照)

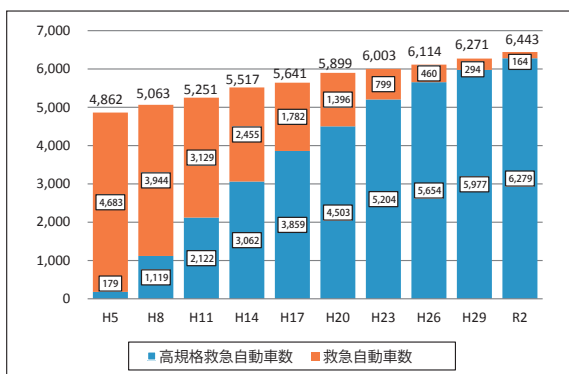


図2：高規格救急自動車数と救急自動車数の推移
（令和2年版救急・救助の現況から抜粋）

2. 寄贈救急自動車事業とは

寄贈救急自動車事業とは、全国の消防本部に高規格救急自動車を配備することで、各地域における救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実を図ることを目的とした事業です。消防庁では、寄贈元であるアステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体に対し、寄贈先となる消防本部の推薦を行っています。上記3団体からは、約50年に渡り全国の消防本部に高規格救急自動車の寄贈を実施していただき、令和3年4月1日現在において計2,690台の寄贈をいただいています。

寄贈を受けた消防本部からは「円滑な救急業務の遂行にあたり、高規格救急自動車の寄贈は大変ありがたい。」など、寄贈元団体への感謝の言葉が寄せられており、高規格救急自動車を寄贈いただくことは、救急業務の高度化、救急業務体制の充実に大きく寄与しているものと考えています。



一般社団法人 日本損害保険協会 寄贈 御坊市消防本部（和歌山県）
アステラス製薬株式会社 寄贈 金武地区消防衛生組合消防本部（沖縄県）
一般社団法人 日本自動車工業会 寄贈 平戸市消防本部（長崎県）

写真：令和2年度寄贈元団体と各消防本部の寄贈の様子

3. おわりに

今年度も、アステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体から高規格救急自動車を寄贈していただける予定です。今後も、全国各地において寄贈していただいた救急自動車が活躍し、各地域住民の方々の安心と、救急業務の高度化、救急業務の更なる充実が図られることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁救急企画室 若味、久保田、呉地
TEL: 03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

静岡県熱海市で発生した土石流災害へ 緊急消防援助隊が出動

消防庁

○令和3年7月3日(土)に静岡県熱海市で発生した土石流災害へ、10都県から陸上部隊延べ約900隊、約7,900人（いずれも速報値）が出動し、同月26日(月)までの24日間に渡り活動しました。



東京都大隊の活動状況①（東京都大隊提供）



東京都大隊の活動状況②（東京都大隊提供）



山梨県大隊の活動状況（山梨県大隊提供）



愛知県大隊の活動状況①（愛知県大隊提供）



愛知県大隊の活動状況②（消防庁撮影）



愛知県大隊の活動状況③（消防庁撮影）

緊急消防援助隊情報



神奈川県大隊の活動状況（神奈川県大隊提供）



群馬県大隊の活動状況（群馬県大隊提供）



長野県大隊の活動状況①（長野県大隊提供）



長野県大隊の活動状況②（長野県大隊提供）



茨城県大隊の活動状況①（茨城県大隊提供）



茨城県大隊の活動状況②（茨城県大隊提供）



岐阜県大隊の活動状況（岐阜県大隊提供）



栃木県大隊の活動状況（栃木県大隊提供）

緊急消防援助隊情報

静岡県内の各消防本部からも県内応援隊として、延べ約370隊、約1,300人（いずれも速報値）が出動し、引き続き活動しています。（同月27日現在）



静岡県内応援隊の活動状況①（静岡県内応援隊提供）



静岡県内応援隊の活動状況②（静岡県内応援隊提供）



静岡県内応援隊の活動状況③（消防庁撮影）



静岡県内応援隊の活動状況④（静岡県内応援隊提供）

令和3年7月17日、大規模土石流が発生した熱海市へ武田総務大臣が訪問しました。被災現場や活動状況を視察し、尽力いただいている消防関係者を激励しました。



緊急消防援助隊を激励する武田総務大臣

広報委員会を開催

郡山地方広域消防組合消防本部

郡山地方広域消防組合消防本部では、4月28日（水）、消防本部講堂で広報委員会を開催しました。

各所属の代表者が広報委員として集い、本組合で発行する広報紙の掲載内容をはじめ、今後の広報戦略について話し合われました。

今回は一部テレビ会議方式を取り入れるとともに、ペーパーレス化推進のためタブレット端末を使用して行われました。

今後とも様々な情報を積極的に発信して、消防行政に対する理解の促進と火災予防や予防救急の更なる推進を図り、地域防災力の充実強化に取り組んでまいります。



消防協力者に感謝状を贈呈

銚子市消防本部

銚子市消防本部では、令和3年4月10日（土）、火災事案における消防協力者6名に対し、消防長から感謝状を贈呈しました。

当事案は、令和3年2月6日（土）市内の店舗併用住宅から出火、着衣着火した状態で脱出してきた負傷者を、目撃した夫婦と付近住民4名が協力して消火・救護活動を実施し、救急隊からドクターヘリへと引き継がれ一命を取り止めました。

なお、今回の贈呈に際しては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、ご自宅へ訪問させて頂き実施しています。



消防通信 望楼 ぼうろう

「第29回全国救急隊員シンポジウム」堺市で初開催

堺市消防局

1月28日・29日の2日間、「第29回全国救急隊員シンポジウム」を堺市消防局と一般財団法人救急振興財団との共同主催により開催しました（堺市初・大阪府内19年ぶり2回目）。

当初は、堺市内の2施設を使用した開催を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、出演者・聴講者ともに現地に集まらない「WEB開催方式」に変更し、基地局を堺市消防局(本部)内に設置しました。当日の同シンポジウム配信サイトへのアクセス数は、2日間で延べ197,212件（IPアドレス数：13,588件）と、全国から多くの救急隊員をはじめ、医療関係者等が聴講しました。



VR防災体験車 運用開始

和歌山市消防局

令和3年3月16日（火）、和歌山市内の住宅管理会社から寄贈いただいたVR防災体験車の運用を開始しました。VR防災体験車は、専用のVRゴーグルで見るバーチャルリアリティ映像と、VRチェアによる振動で、リアルな災害現場の臨場感を体験することができます。車両には、「火災」「地震」「津波」の3種類の映像を搭載し、体験されるグループごとにお好きな映像を選ぶことができます。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



救助科における教育訓練 ～自然災害における対応力の向上について～

消防大学校では、救助業務に関する高度の知識及び能力を専門的に修得させるとともに、教育指導者としての資質を向上させることを目的として専科教育「救助科」の教育訓練を実施しています。令和3年度は第82期（4月13日から6月4日まで）60名の学生が、240時間の教育訓練を終え無事卒業しました。

今回は救助科において実施した教育内容について紹介します。

救助科の講義では、人事管理、体育理論、惨事ストレス対策等のほか、これからの人材育成の担い手としての教育技法、対人技法等を習熟し、さらに今年度から導入したペップトークにより“伝える力”に着目した講義を取り入れました。

また、総務省消防庁による救助行政や緊急消防援助隊の運用、国の動向と今後の展望等に関する知識も併せて習得しました。

実科訓練では、学生自らが企画・立案・調整・運営まで一連の流れを実践する「指導演習」及び「学生企画訓練」を実施、「指導演習」では、指導的立場として、指導を行う対象者と訓練想定課題を班毎に決定し、訓練資料の作成から当日の実技訓練指導に至るまでの全てを計画・調整し、実際に訓練指導を行い指導者としての姿勢や指導要領の計画及び訓練指導までを実施し、指導的立場として必要事項の習得に努めました。

「学生企画訓練」では、約1ヶ月の準備期間の中で2日間に及ぶ各種訓練を学生主体で計画し、教育支援隊（近県の高度救助隊及び特別高度救助隊）や支援教官（前期学生）を招いた訓練を通し、企画・調整及び当日の運営全般に至るまでの評価をいただき、訓練指揮者としての企画運営力の向上に努めました。

実動訓練においては「現場指揮」と「安全管理」訓練を大きな2本柱とし、座学において基礎的な事柄から災害事例など実践的な部分まで学んだうえで、現場指揮者として指揮・判断力や安全管理について実践的に習得してもらいました。

また、火災救助、山岳救助、震災救助等の一般的な救助事象から地域性のある救助事象に対する訓練をはじめ、各地域で発生している多数傷病者対応、大規模イベントにおいて発生危険が想定されるNBCテロ災害等の大規模災害対応など、多岐に渡る内容で訓練を実施しました。

その他、近年、全国的に頻発している土砂災害救助や急流救助等の自然災害における消防活動について注目の目が向けられています。

その中で、今回、急流救助の専門家等による災害の全体像に関する講義、また、災害対応要領を通じて危機管理能力を高め、二次災害防止活動に努めていく必要性を学びました。

また、土砂災害救助では、教育支援隊から災害時の活動要領及び基本手技方法を学び、学生が一日かけて要救助者の救出活動を行いました。さらに、今後は昨年度に導入した重機を活用した訓練へと発展させていきたいと考えています。

研修を終えた学生からは、「幹部としての考え方や行動、指揮命令・指導技法など今後に向けた内容で構成されたカリキュラムを学ぶことが出来て大変有意義であった。」、「今回の研修で再確認できた部分と新たな発見があり、何よりも全国の隊員と繋がりができた。」、「自分自身経験したことの無い高度な訓練、専門的な講義と全てが勉強になり充実した日々であった。」、「救助に関する知識・技術に加え、指揮者・指導者としての技量も学ぶことができた。そして、全国に



山岳救助訓練



土砂災害救助訓練



急流救助訓練



仲間ができたことは何よりも財産になった。」等、学生相互の交流から訓練全般において有益であったとの意見が数多く寄せられました。

今回の救助科第82期では、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下、制約の多い生活様式の中で

体得した知識や技術を下に、各所属においてさらに研鑽を重ね、指揮者としての責務を果たすべく個々の力を発揮するとともに、訓練を通じて汗を流した同期の学生との絆を活かし、それぞれの地域で住民の生命・身体・財産を守る活躍を期待しています。

『～感謝・尊敬・謙虚～ 救助科第82期』

危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コースにおける教育訓練

消防大学校では、都道府県や市町村、消防本部等における自主防災組織の指導・育成担当者を対象として、その業務に必要な高度な知識及び能力を習得させることを目的に、「危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース」を設けています。

本コースは、消防大学校の学科・実務講習の中でも、都道府県、市町村の行政職員と消防職員とが共に学び、寮生活を送る数少ないコースの一つです。

令和3年度の自主防災組織育成コース（第17回）においては、学生19名が入校し、5日間（令和3年5月24日～5月31日）の集合教育を終え、全員が無事修了しました。

研修では、消防庁幹部による「地方防災行政の現状と課題」に関する講義をはじめ、専門家による「大規模自然災害」に関する講義、女性や子供の視点での「市民防災活動」に関する講義などを聴講したほか、災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）、クロスロード（防災カードゲーム）の演習を行いました。



消防庁消防大学校 瀧本浩一客員教授による講義

また、課題研究では、学生が日頃職場で抱えている課題や問題点などについて、班ごとに研究課題を決め、限られた時間の中で討議を行いました。行政職



図上訓練手法の習得訓練

員と消防職員の様々な視点で活発な意見交換がなされ、問題解決の手がかりが得られるとともに、各関係機関との連携の重要性について再認識することができました。



災害時要配慮者対策の実技

研修を終えた学生からは、「住民対象への指導育成に関してのヒントをたくさん得られた。」「通常であれば、こちらから足を運ばないと受講できない講師の方々の有益な講義を短期間に集中して聴講できた。」「普段出会うことのない他自治体の職員や消防職員と様々な意見交換ができ、講義外でも交流することができ、有意義な研修だった。」などの感想が寄せられました。



課題研究発表の様子

今後は、自主防災組織を指導・育成していく上で、消防大学校で得た知識、技術を十分に活用し、それぞれの地域で活躍されることが期待されます。

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和3年6月21日～令和3年7月21日）

<総務課>

3.7.1	令和3年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）	令和3年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）受賞者は、次のとおりです。 個人3名、団体3団体
-------	-------------------------	--

<救急企画室>

3.6.30	令和3年5月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和3年5月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
3.7.13	全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防広報の実施	本日7月13日火より、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症 予防啓発をテーマとする動画を、消防庁ホームページにて公開するとともに、全国の消防本部へこの動画を活用し、熱中症予防啓発の強化に取り組むよう呼びかけます。

<予防課>

3.7.1	令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災に関する調査結果	消防庁では、火災を起こす危険な製品の流通を防止し、消費者の安心・安全を確保することを目的として、令和2年1月から令和2年12月までに自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る製品の不具合により発生したと消防機関により判断された火災（以下「製品火災」といいます。）について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。
-------	------------------------------------	---

<危険物保安室>

3.7.6	「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の開催	我が国の危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加するなど、近年、危険物等に係る事故は高い水準で推移しています。他方で、昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことなど、スマート保安の実現が期待されています。これらの状況を踏まえ、今後における危険物施設のスマート保安等に柔軟な対応ができるよう調査検討を行うことを目的として、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。
3.7.21	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和3年5月26日から令和3年6月24日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、6件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

<防災情報室>

3.6.25	「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」の開催	地上デジタル放送波を活用する新しい災害情報伝達手段の円滑な社会実装に向けて、市町村における導入・整備に向けた技術ガイドラインを策定するため、「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
--------	---	--

<地域防災室>

3.6.30	消防団PRムービーコンテストの結果	住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から作品を募集し、消防団PRムービーコンテストを実施しました（実施等につき、本年4月9日付けで報道発表。）。応募された47作品から、最優秀賞、優秀賞を決定しましたので発表します。
--------	-------------------	--



最近の通知 (令和3年6月21日～令和3年7月21日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第162号	令和3年7月21日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について
消防危第172号	令和3年7月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	屋内給油取扱所の範囲に係る運用について
事務連絡	令和3年7月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災に関する調査結果について
消防消第258号	令和3年6月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	令和2年度における消防職員委員会の運営状況及び令和3年度における消防職員委員会の運営に関する留意事項について
府政防第756号 消防災第93号	令和3年6月30日	各都道府県消防担当主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(地方・訓練担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長	「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」 動画(第2版)について
府政防第764号 消防災第89号 国水環防第5号 国水砂第98号 老高発0625第1号 子子発0625第1号 社援保発0625第1号 障障発0625第1号	令和3年6月25日	各都道府県消防防災主管部(局)長 各都道府県水防担当部(局)長 各都道府県砂防担当部(局)長 各都道府県 指定都市 中核市 民生主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長 国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課長 国土交通省水管理・国土 保全局砂防部砂防計画課長 厚生労働省老健局高齢者 支援課長 厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課長 厚生労働省社会・援護局 保護課長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障	社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について
事務連絡	令和3年6月23日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	患者等搬送事業者の調査結果について
消防危第148号	令和3年6月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物取扱者保安講習のオンライン化について

広報テーマ

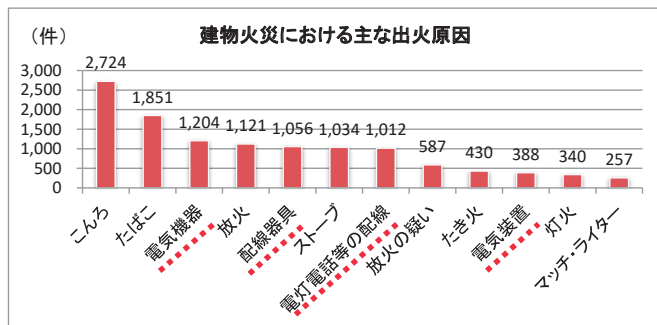
8 月		9 月	
①電気器具の安全な取扱い ②危険物保安講習のオンライン実施について ③防災訓練への参加の呼び掛け ④全国防災・危機管理トップセミナー	予防課 危険物保安室 防災課 防災課	①住宅防火防災キャンペーン ②9月9日は救急の日 ③火山災害に対する備え ④事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	予防課 救急企画室 防災課 地域防災室



電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具等は日常生活において欠かすことのできないものですが、使用者の不注意や誤った方法により使用した場合は、火災につながるおそれがあります。



令和2年中の建物火災の件数は、19,314件となっており、そのうち電気器具等（電気機器、配線器具、電灯電話等の配線、電気装置）に起因する火災件数は3,660件で建物火災全体の約19%を占めています。

※上記件数については、概数値です。

電気器具等を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具等は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 正しい使用

電気ストーブで洗濯物を乾かしている時に、洗濯物が電気ストーブの上に落ちて火災につながるなど、電気器具等を本来の目的以外で使用すると、意図しない火災の原因となる恐れがあります。

使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

3 使用しないときは・・・

アイロンやヘアドライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくとならば火災の原因となります。電気器具等を使用しないときは、スイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。



使用後はすぐにスイッチを切りプラグをコンセントから抜く習慣をつけましょう。

4 危険なたこ足配線

現在では、家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具等が使用されるようになりました。このため、使用する電気器具等に対しコンセントが不足し、たこ足配線になる傾向があります。



たこ足配線はやめましょう！

コンセント自体が過熱し、火災の原因となるため、コンセントの電気の許容量を超えて使用するたこ足配線は絶対にやめましょう。

5 コンセントの清掃

コンセントに差込プラグを長期間差し込んだ状態にしておくと、コンセントと差込プラグの間にほこり等が附着し、付着したほこり等に湿気が帯び、通電することにより火災になることがあります（トラッキング火災）。



トラッキング火災の様子。

差込プラグに付着したほこり等を定期的に取り除くようにしましょう。

6 危険な状態のコード

コードを痛んだ状態や束ねた状態、重い荷物が乗った状態で使用すると、断線して出火する可能性がありますので大変危険です。

傷んだコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。



コードを束ねて使うのはやめましょう。

【電気器具等の火災を防ぐポイント】

1. 必要に応じて点検を実施する。
2. 電気器具等は、正しく使用する。
3. 使用しないときには、コンセントから抜く。
4. 危険なたこ足配線はしない。
5. 差込プラグに付着したほこり等は取り除く。
6. 傷んだコードは使用しない。

問い合わせ先

消防庁予防課 佐藤・宮田
TEL: 03-5253-7523



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

これら危険物施設等における事故防止対策については、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。



令和2年度第1回危険物等事故防止対策情報連絡会

2 事故防止対策を実施するうえでの共通的な留意事項

連絡会では、平成元年から令和元年の間に危険物施設で発生した事故を人的要因、物的要因のそれぞれの観点から分析し、取りまとめており、重大事故（注）につながる要因の事故防止に重点を置いた取組を行っていく必要があるとしています。

また、危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物事故防止安全憲章」等の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要であることに鑑み、下記の事項に留意して事故防止対策を講ずる必要があるとしています。

- 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承
- 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組
- 企業全体の安全確保に向けた体制作り
- 地震・津波・風水害対策の推進

（注）1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防令第203号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

3 令和3年度の消防庁の取組み

令和3年度危険物等事故防止対策実施要領における消防庁の取組内容は次のとおりです。

- 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知指導する。
- 具体的な事例から得られた知見を事業所の定期点検や危険物取扱者の保安講習、立入検査等へ反映して、点検・維持管理の実効性を向上させる。
- 新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ効果的に保安講習を実施するため、各都道府県における保安講習のオンライン化を支援・推進する。
- 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討に関し、「物流の効率化、危険情報の伝達、新たな輸送形態の扱い」等の課題について検討する。
- 小規模な屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査及び検討する。
- 危険物等事故防止ブロック連絡会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらい、広く情報共有するとともに、会議結果を周知することにより、都道府県等の取組を活性化する。

※ 今年度は岩手県、山梨県、静岡県、大阪府、鳥取県、熊本県の6か所で実施します。

- 都道府県及び消防本部の取組に資するため、消防庁で把握した事故事例・良好事例のうち共有すべきものについて、積極的に情報提供する。
- 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）による関係省庁との連携を図る。

4 おわりに

今後も、連絡会や3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和3年7月13日付け消防令第161号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に御配慮をお願いします。

問合わせ先

消防庁危険物保安室 平野、秋山
TEL: 03-5253-7524

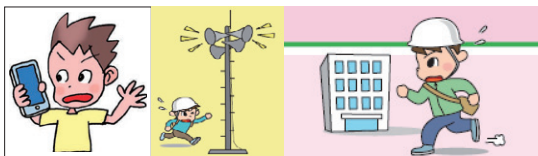
9月1日は防災の日 みんなで防災訓練へ！

防災課

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行います。三つの密を避ける、マスクを着用する等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、積極的に参加し、“いざ”という時に対応できる力を身につけましょう！

1 避難場所や避難経路を把握しよう

わが国では、毎年のように地震や台風等の自然災害が発生し、さらに近年では局地的大雨や土砂災害、河川の氾濫等による被害も多発しています。近年の風水害による死者の多くは、浸水想定区域など、危険な場所から避難をしなかった方に多く見られます。的確な避難行動を取るには、防災行政無線や緊急速報メール、SNSなどの多様な手段から情報を取り、危険な場所にいる場合は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など、災害から逃がれるために適した場所に、安全な経路で避難する必要があります。そのためには、事前にハザードマップの確認、防災気象情報や避難情報の種類・取得方法、避難場所や避難経路を把握しておくことが必要です。



防災行政無線や緊急速報メールなどの多様な情報入手手段、また、災害時に避難する場所、そこまでの安全な避難経路を確認しましょう！

2 消火器の取扱い方法を学ぼう

昨年全国では火災が約3万4,000件発生し、1,300人以上の方が亡くなっています。被害の大きい火災のほとんどが初期消火を実施していません。消火器を使用した初期消火の成功率は7割を超え、出火時に落ち着いて行動することで大きな被害を防ぐことができます。そのため、消火器の取扱い方法や基礎知識を予め習得しておくことで被害の軽減に繋がります。



火の根元を狙い、手前からほうきで掃くように消火薬剤を放射しましょう！

3 AEDの取扱い方法を学ぼう

わが国では、年間で約8万人、7秒に1人の方が心臓突然死で命を失っています。心停止状態になってから除細動を開始するまでの時間が1分遅れるごとに、生存率は7～10%低下します。心停止状態になった人を救うためにはすぐに119番通報し、AEDを用いた心肺蘇生法を実施することがとても重要です。

救命講習会を受講し、止血法などけがの処置をはじめAEDを使用した心肺蘇生法について学びましょう！



4 防災訓練へ参加しよう

災害・火災被害や傷病程度を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な対処行動をとることが重要です。また、119番通報が殺到し、消防車や救急車がすぐに現場に向かえない大規模災害時に備え、地域の人々で協力し合って救出に取り組む必要があります。これらへの備えは、日ごろの防災意識や防災訓練の体験によって培われます。そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

大規模災害時に備え地域住民等で協力して行う救出方法を学びましょう！



問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



第69回全国消防技術者会議の開催について(ご案内)

消防研究センター

消防研究センターでは、毎年、全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を開催しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、

下記のとおり、オンラインにて開催することといたしました。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。

皆様のご参加をお待ちしております。

記

1	開催期間	令和3年11月25日(木)～11月26日(金)
2	開催方法	オンライン
3	募集定員	1,000人を予定(参加費無料)
4	開催内容(予定)	11月25日(木) ■特別講演 ・講師:青山 侑 先生 令和防災研究所所長(元東京都副知事) ・演題:21世紀の災害と対応のための課題 ■令和3年度消防防災科学技術賞受賞作品に係る受賞者発表 11月26日(金) ■消防職員による一般発表 ■第24回消防防災研究講演会 ・消防研究センター等の土砂災害関連の研究成果を発表予定
5	プログラム 及び視聴申込み	消防研究センターのホームページ(http://nrifd.fdma.go.jp/)をご覧ください(「イベント情報」欄の「【技術】第69回全国消防技術者会議」のリンクをクリック)。視聴申込みについては、8月下旬頃にホームページでご案内いたします。
6	問い合わせ先	消防庁 消防研究センター 研究企画室 〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3 TEL:0422-44-8331 E-mail: 69_gijutsusha@fri.go.jp

ゼロ密を目指そう!

～一つの密でも避けましょう～

感染力が強い
「変異株」に
ご注意ください!!



人と会うときは



- ・人と**十分な距離**を保つ!
- ・混雑している**場所や時間**を避ける!
- ・**オンライン**の利用や**時差出勤**を!
- ・屋外でも**密接、密集**を避ける!

ポイント

会話時はマスクを着用

※体調不良時の出勤・登校などはお控えください。

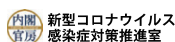
飲食するときは



- ・**少人数・短時間**で、**大声**は避けて!
- ・**ガイドライン**を守ったお店で!
(アクリル板の設置、消毒、換気の徹底など)
- ・**テイクアウト**や**デリバリー**も!



2021年版



新型コロナ
ウイルス

感染拡大防止 へのご協力をお願いします

感染力が強い**変異株**にも、基本的な感染予防策が有効です。「**マスクの着用**」や「**手洗い**」、「**3密(密接・密集・密閉)回避**」などを徹底してください。



正しく使おうマスク!



- ①鼻の形に合わせ
すき間をふさぐ
- ②あご下まで伸ばし顔に
すき間なくフィットさせる

ポイント 会話時は必ず着用!

- ・鼻出しマスク× あごマスク× ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱 ・品質の確かな、できれば不織布を



こまめにしよう 手洗い・手指消毒!

こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前後
- ・公共交通機関の利用後 など

ポイント

指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう!



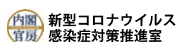
目指そうゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



- 密接** マスクなし× 大声×
- 密集** 大人数× 近距離×
- 密閉** 換気が悪い× 狭い所×

2021年版



出典：首相官邸ホームページ (<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>